

平成30年3月三木市教育委員会（臨時会）会議録

◇ 日 時

- 1 開 会 平成30年3月14日（水）午後2時00分
- 2 閉 会 平成30年3月14日（水）午後3時20分

◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議 案
議案第24号 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第25号 三木市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令の制定について
議案第26号 平成30年度三木市立学校教職員の人事異動内申について
- 4 閉 会

◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 長	[不 在]
	2番	教育長職務代理者	里 見 俊 實
	3番	委 員	井 口 徹
	4番	委 員	石 井 ひろ美
	5番	委 員	浦 崎 秀 一
事務局		教育長職務代行者	西 本 則 彦
		こども未来部参与	岩 崎 恵
		教育政策課長	降 松 俊 基
		教育環境整備課長	安 福 亮 博
		文化スポーツ振興課長	高 嶋 信 行
		図 書 館 長	伊 藤 真 紀
		学 校 教 育 課 長	横 田 浩 一
		教育センター所長	大 東 豊

	就学前教育・保育課課長	正 心	均
	子育て支援課長	井 上	典 子
	参与兼企画調整課長	藤 原	幸 彦
	教育政策課主査	能 出	真 一
	教育政策課主任	橋 本	祥 子
傍聴者	0人		

1 開 会

教育長職務代理者が、平成30年3月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

2 会議録署名委員の指名

教育長職務代理者が、本日の会議の会議録署名委員に、井口委員と石井委員を指名した。

◇ 議事の公開・非公開

教育長職務代理者が議事の進行について、議案第26号は人事案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

3 議 案

【議案第24号】

三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に

ついて、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、下記のとおり委員会の議決を求める。

制定理由は、平成30年度の三木市教育委員会事務局組織の改編等に伴い、三木市教育委員会事務局組織規則のほか、関係規則を整備する必要があるためである。なお、平成30年3月12日の市議会において、三木市部等設置条例が可決されたことを受け、時期を合わせて議決いただきたく提案するものであることを申し添える。

平成30年度は、市民目線に立った行政運営を進めるため、市の組織が改変される。それに伴い、教育委員会事務局においても組織の改編を行う。現在の2部制は継続し、教育総務部と教育振興部に名称を変更する。教育総務部には、教育総務課、教育施設課及び文化・スポーツ課を配置し、教育振興部には、学校教育課、教育・保育課及び生涯学習課を配置する。役職名には、部長の下に、新たに参事、次長を新設し、特命課長を主幹に変更する。また、事務の執行体制をグループ制から係制に変更する。

補助執行の解消に伴い、子育て支援課は市長部局の配属となる。ただし、アフタースクールに関する事務は、教育・保育課で継続して担っていく。また、生涯学習課を教育委員会の所管として新たに設置する。生涯学習課の社会教育係は、社会教育に関する事務、高齢者大学に関する事、学校・家庭・地域の連携に関する事、PTAに関する事、子ども会に関する事、成人式の開催に関する事、まなびの郷みずほに関する事、別所ふるさと交流館に関する事及び図書館に関する事等の事務を担う。公民館運営係は、市立公民館や三木南交流センターの運営に関する事、三木コミュニティスポーツセンターに関する事及び福井コミュニティセンターに関する事等の事務を担う。

このたびの組織改編等に伴い、三木市教育委員会事務局組織規則のほかに、三木市教育委員会所管の庁舎等火気取締に関する規則、三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の補職名に関する規則、三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する市費支弁職員の任用に関する規則、三木市教育委員会公印規則及び三木市立教育センター条例施行規則を改正する。

(井口委員) 事務の内容に合った課名になることで、非常に分かりや

すくなつたと感じる。補助執行の解消により、社会教育を担う生涯学習課が教育委員会の所管となることで、内容も更に充実し、事業を推進されることを期待する。

(石井委員) 三木市教育委員会事務局組織規則第5条第3項の「意見を聴くよう努める」を「連携する」に改めるのはどのような観点からか。

(降松教育政策課長) 保育士、保育教諭及び教職員の任免その他の人事に関する事務の執行について、単に意見を聴くだけではなく、決定過程において双方に連携していくという意味合いでの改正である。

(里見教育長職務代理者) P T Aに関する事務は、今年度までは学校教育課が所管していたが、平成30年度から生涯学習課となった経緯を説明願う。

(降松教育政策課長) P T Aの活動は社会教育の一環であるため、生涯学習課の所管に戻すこととした。

(石井委員) P T Aは、学校あつての教員と会員の組織であり、学校教育と結びついているという固定観念が保護者の中にある。生涯学習課が所管することについて、納得してもらえよう説明が必要ではないかと感じる。

(里見教育長職務代理者) 同感である。P T Aは社会教育団体であるためという理由だけでは、不明確である。

(横田学校教育課長) 学校教育課が所管していたのは3年間である。基本的には、P T Aは社会教育団体であり、学校教育とは違う。学校ごとの単位P T Aではなく、三木市全体の連合P T Aの事務局を担当している。

(西本教育長職務代行者) 学校単位ごとのP T Aは各学校で事務を所管しているため、事務分掌の文言を「連合P T Aに関すること。」

に修正する。

(里見教育長職務代理者) 三木市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の補職名に関する規則の補職名で、保育教諭が追加されているが、こういった職務をするのか。

(岩崎こども未来部参与) 認定こども園に勤務する者を保育教諭という。幼稚園は幼稚園教諭、保育所は保育士といい、勤務する場所によって職名が異なる。

(浦崎委員) 組織改編により、部課の名称等が変わり、人員配置もされる中、行政は待ったなしで推進されていくべきものである。新年度に向けて、庁内案内板等を整備するのに時間がかかるのではないか。

(西本教育長職務代行者) 市議会で既に議決いただいていることから、庁内の表示等は管財課の方で準備段階に入っている。

(藤原参与兼企画調整課長) 庁内の配置案内板についても、新年度に向け整えていく。

(里見教育長職務代理者) 組織改編に対して、人員配置をどうするかは非常に重要になってくる。一度決定すると人員増にすることは厳しいため、大幅な減少とならないよう市長部局と協議の上、案を作成するよう要望する。

教育長職務代理者が、議案第24号について採決を行い、原案に一部修正を加え可決された。

【議案第25号】

三木市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令の制定について

○降松教育政策課長が次のように説明した。

三木市教育委員会事務局組織規則の一部改正に伴う関係規程の整

理に関する訓令の制定について、三木市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第2条の規定により、下記のとおり委員会の議決を求める。

制定理由は、平成30年度の三木市教育委員会事務局組織の改編等により、三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正することに伴い、関係規程を整理する必要があるためである。

組織改編等により、三木市教育委員会課長会議規程の名称を三木市教育委員会部課長会議規程に変更するほか、三木市教育委員会文書取扱規程、三木市立学校教職員安全衛生管理規程、三木市教育委員会請願等取扱規程及び三木市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程を改正する。また、三木市教育委員会事務局グループ制に関する規程は廃止する。

(石井委員) 三木市教育委員会課長会議規程第2条第2項の「代理者が会議に出席するものとする」を「代理者が会議に出席することができる」に改めるのはどのような観点からか。

(西本教育長職務代行者) 現行の場合、代理者が必ず出席しなければならないが、何らかの都合で代理を出せない場合もあり、そうした配慮からの改正である。

教育長職務代行者が、議案第25号について採決を行い、原案のとおり可決された。

(非公開)

【議案第26号】

平成30年度三木市立学校教職員の人事異動内申について

議案第26号は、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、非公開として審議したため、同規則第31条の規定により、内容については記載しない。

教育長職務代行者が、議案第26号について採決を行い、原案の

とおり可決された。

4 閉 会

教育長職務代理者が、平成30年3月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。